

# 議 事 録

第 2 回

東村農業委員会総会

平成31年2月25日

## 東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成31年2月25日(月) 午後1時30分～午後17時30分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（5人）

1番（会長）	肥後豊光	2番（委員）	渡邊勉
3番（委員）	吉元博	5番（委員）	喜屋武美恵子
6番（委員）	比嘉昌太	7番（職務代理）	宮城善則

### 農地利用最適化推進委員（5人）

金城良信	宮城哲也
親泊康博	奥本弘幸
外間一功	

4. 欠席委員：1番 肥後豊光 委員
5. 議事録署名委員：3番 吉元博 5番 喜屋武美恵子
6. 書記：農業委員会事務局 久高将治
7. 議案：議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の農地転用事業計画変更承認申請について  
議案第6号 農用地利用集積計画書(案)に係る意見決定について  
議案第7号 非農地証明願について  
議案第8号 一時転用承認願について

(職務代理)  
(宮城善則) ※開会の前に、本日、会長の肥後委員が欠席でありますので、会長に代わりまして、わたくし職務代理の宮城が本日の議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、ただいまより、平成31年第2回東村農業委員会総会を開催致します。  
会議の出欠状況を報告致します。農業委員の出席者5名、欠席者1名です。よって、本日の会議は、会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。  
次に、会議規則第13条の規定により、本日の議事録署名委員に、3番吉元委員と、5番喜屋武委員を指名致します。  
また、書記には、事務局の久高を指名致します。お手元に配布してありますように、本会議に提出されております案件は、議案第5号から議案第9号までの5件の議案となっております。

(5条)  
議長 それでは、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の整理番号3について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字慶佐次慶佐次原地内に建てられた一般住宅の転用申請であり、当該地の農地区分としては、10ha未満の生産性の低い、小集団の農地であり、住宅が連たんして存在する市街地内農地の第3種農地と判断致しました。従いまして、事務局といたしましては許可相当という意見で提案致します。  
御審議の程よろしくお願いいたします。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の整理番号3について、討論を省略し審議結果を許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしとのことでありますので、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の整理番号3について、審議結果を許可相当とすることに決定されました。

(変更承認)

議長

次に、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の農地転用事業計画変更承認申請についての、整理番号1及び整理番号2については関連いたしますので、一括して事務局から説明お願い致します。

事務局

議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、農地法第5条の規定による営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用申請の事業計画変更承認申請となっております。本件に係る許可制度上の取扱いについては、農林水産省農村振興局長からの通知により、判断することとされており、この通知の2-(2)ア～キについて確認したところ、許可条件を満たしていると判断いたしました。遮光率が高くなったことで、下部農地での適切な営農の継続及び確実性において疑義がございます。従いまして事務局といたしましては、疑義事項を付して県へ進達するという意見決定で提案致します。

なお、農林水産省の取扱い通知については、お手元に配布しております。

御審議の程よろしくお願い致します。

議長

以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長

質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の農地転用事業計画変更承認申請についての、整理番号1及び整理番号2について、討論を省略し審議結果を疑義事項を付して県へ進達とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議なしとのことですので、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の農地転用事業計画変更承認申請についての、整理番号1及び整理番号2について、審議結果を疑義事項を付して県へ進達することに決定されました。

(集積計画①)

議長

次に、議案第7号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号2について、事務局から説明お願い致します。

事務局

議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字有銘照久原地内の農地の使用貸借設定に係るもので、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第7号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号2について、討論を省略し審議結果を可とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしとのことですので、議案第7号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号2について、審議結果を可とすることに決定されました。

(集積計画②)

議 長 次に、議案第7号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号3及び整理番号4については関連いたしますので、一括して事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字宮城サジ原地内の農地の賃貸借設定に係るもので、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第7号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号3及び整理番号4について、討論を省略し審議結果を可とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長       ご異議なしとのことでありますので、議案第7号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号3及び整理番号4について、審議結果を可とすることに決定されました。

(集積計画③)

議 長       次に、議案第7号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号5について、事務局から説明お願い致します。

事務局       議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字宮城サジ原地内の農地の使用貸借設定に係るもので、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。御審議の程よろしくお願い致します。

議 長       以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長       質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第7号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号5について、討論を省略し審議結果を可とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長       ご異議なしとのことでありますので、議案第7号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号5について、審議結果を可とすることに決定されました。

(非農地①)

議 長       次に、議案第7号、非農地証明願についての整理番号2について、事務局から説明お願い致します。

事務局       議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字高江上新川原の申請地は農地法第2条第1項に規定されている農地及び採草放牧地に該当しないと判断致しました。事務局といたしましては、原野という意見決定で提案致します。

御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第7号、非農地証明願についての整理番号2について、討論を省略し審議結果を可と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしとのことでありますので、議案第7号、非農地証明願についての整理番号2について、審議結果を可とすることに決定されました。

(一時転用)

議 長 次に、議案第8号、一時転用承認願についての整理番号1について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字平良椎原において沖縄防衛局が発注した、北部訓練場道路改修工事に係る資材仮置ヤードとして使用する目的であり、使用後は現状復旧を行うとの事であります。事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。  
御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明のとおりであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第8号、一時転用承認願申請書についての整理番号1について、討論を省略し審議結果を可と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしとのことでありますので、議案第8号、一時転用承認願申請書についての整理番号4について、審議結果を可とすることに決定されました。

議 長

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして第2回東村農業委員会総会を閉会致します。皆さんお疲れ様でした。